

大阪市水道
P F I 管路更新事業等

実施方針

令和2年4月
大阪市

目次

第1	はじめに	1
1	はじめに.....	1
2	用語の定義.....	1
3	本事業の実施にあたって想定される関係法令等.....	6
	(1) 法令.....	6
	(2) 条例.....	7
	(3) 準拠又は参照すべき指針・仕様.....	8
第2	本事業実施の背景、目的等	9
1	事業の背景・目的.....	9
	(1) 背景.....	9
	(2) 目的.....	9
2	運営権者に求める基本方針.....	10
第3	特定事業の選定に関する事項	11
1	事業内容に関する事項.....	11
	(1) 事業名称.....	11
	(2) 公共施設等の管理者の名称.....	11
	(3) 担当部局.....	11
	(4) 本運営事業の対象となる施設.....	11
	(5) 事業方式.....	11
	(6) 事業の範囲.....	11
	(7) 事業期間・運営権の存続期間.....	14
	(8) 運営権者が受領する権利及び資産等.....	15
	(9) 市職員の派遣要請.....	16
	(10) 市が実施している業務との連携.....	16
	(11) 更新を行った施設の所有.....	16
	(12) 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い.....	16
2	特定事業の選定及び公表に関する事項.....	17
	(1) 選定基準.....	17
	(2) 選定結果の公表.....	17
第4	民間事業者の募集及び選定に関する事項	18
1	事業者の選定に関する事項（選定の手続き）.....	18
	(1) 募集及び選定方法.....	18
	(2) 審査及び選定手続き.....	18
	(3) 優先交渉権者選定後の手続き.....	20
	(4) 提案書類等提出に係る注意事項.....	22
2	競争参加資格に関する事項.....	23

(1) 応募者の構成	23
(2) 参加資格	24
3 事業者選定のスケジュール等	25
第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	26
1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担	26
(1) 不可抗力	26
(2) 配水管の瑕疵担保	26
(3) 水量、水圧、水質の異常	27
(4) 需要の変動	27
(5) 事業費の変動	27
(6) 新技術の研究開発、導入	27
2 対象業務における要求水準	28
3 利用料金等に関する事項	30
(1) 水道料金及び利用料金の考え方	30
(2) 市からの一部負担金	30
(3) 利用料金等の算定期間	31
(4) 利用料金按分率の提案	31
(5) 運営権対価	33
(6) 利用料金按分率の規定	33
(7) 利用料金及び一部負担金に関する協議	33
(8) 利用料金の徴収	36
4 運営権者の責任の履行確認に関する事項	36
(1) 基本方針	36
(2) モニタリングの実施体制	37
(3) モニタリング計画（案）の概要・骨子	38
(4) モニタリングによる改善措置等	40
5 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	40
(1) 運営権の処分	40
(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分	41
第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	43
1 公共施設の内容	43
(1) 施設の所在地及び概要	43
(2) 平面図	43
第7 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	44
1 実施契約に定めようとする事項	44
2 疑義が生じた場合の措置	44
3 管轄裁判所の指定	45
第8 本運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	46

1	事業継続の確保に向けた基本方針.....	46
2	運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	46
	(1) 解除事由	46
	(2) 解除後の措置	46
3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	47
	(1) 市事由解除	47
	(2) 不可抗力解除又は終了.....	47
	(3) 特定法令等変更解除.....	48
4	本運営事業の継続が困難となった場合の事業継続に向けた措置.....	48
5	金融機関又は融資団との協議	49
第9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	50
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	50
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	50
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	50

第1 はじめに

1 はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、市域内に布設された配水管の耐震化の大幅促進のため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道施設運営権の活用による大阪市水道PFI管路更新事業（以下「本運営事業」という。）及びそれに附随する事業を一体として行う大阪市水道PFI管路更新事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定等を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定に基づく実施条件に関する事項について記載したものである。

2 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次の表に掲げるとおりである。

用語	掲載ページ数	定義
老朽管	9, 43	供用開始後、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別表第2号に定める法定耐用年数である40年を経過した水道管。
改正水道法	9, 10	水道基盤強化に向けた官民連携や広域連携の推進等を内容とする水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）施行後の水道法。
南海トラフ巨大地震	9	大阪市地域防災計画＜震災対策編＞において、マグニチュード9.0～9.1、震度5強～6弱を伴う海溝（プレート境界）型の地震。 南海トラフ地震は30年以内の発生確率が70～80%で、市では、これを最も切迫する想定地震として事業継続計画（BCP） ^{*1} に位置づけるとともに、その予防対策として铸铁管 ^{*2} の早期解消を促進している。 ※1…下記「事業継続計画（BCP）」のとおり。

		※2…下記「鑄鉄管」のとおり。
耐震管路網	9, 10, 17, 20	<p>想定地震動と水道管を埋設している地盤状況との相対的な力学的特性を踏まえ、地震が発生した場合においても断水するリスクが低いと判断される耐震管※¹及び耐震適合管※²で構成される管路網。</p> <p>※1…下記「耐震管」のとおり。 ※2…岩盤、洪積層等良好な地盤に布設され、地震時の地盤変動に十分追従できると判断される、一般継手のダクタイル鑄鉄管※³のこと。 ※3…鑄鉄管※⁴に含まれる黒鉛を球状にすることで、管体の強度や延性を高め、衝撃に強くした管。 ※4…下記「鑄鉄管」のとおり。</p>
耐震管	10, 12, 39, 43	地震時に抜け出すリスクのない、離脱防止機能を有する耐震継手のダクタイル鑄鉄管及び溶接継手の鋼管。ただし、経年化に伴うじん性の劣化等により、管体部分が地震時に割れるリスクが高まる。
長寿命化	10	腐食性の高い土壌等、水道管の劣化要因を十分に踏まえ、管材料や工法を適切に選定し、耐震性を含めた水道管に求める性能を長期間発揮させること。
工事施工に伴う配水計画	12, 39	<p>配水管更新にあたり、1次配水ブロック※¹階層に位置する当該配水管の断水の範囲・時期、工事完了後の通水の範囲・時期、洗管時の排水量やその水源について、他の管路更新工事や、市が行う浄水場における浄水処理及び維持作業、配水運用・管理、管路の維持保全業務※²と調整を図りながら策定する計画。</p> <p>※1…河川、鉄道、道路等の境界、土地利用用途等により分割管理する、原則として配水機場が担う供給エリアのこと。 ※2…下記「維持保全業務」のとおり。</p>
給水管接合替	12, 13	配水管更新に伴い、更新前の配水管に接合してい

		た給水管を、更新後の新しい配水管に付け替える工事。
鉛給水管の取替	13	健康影響のある鉛が水道水に溶出することを抑えるために市が実施している、道路部にある鉛給水管の取替工事。現在は、繁華街、商店街等の地域にある施工困難等路線に布設されている鉛給水管を主な取替対象としている。
維持保全業務	16, 26, 46	<p>配水管の機能維持を目的として市が実施する業務。主に、水道設備の点検・保守・修繕作業、漏水調査及び漏水等に起因する修繕工事、洗浄排水作業※¹、他の埋設物管理者が実施する工事等に対する保全協議が該当する。</p> <p>※¹…排水設備や消火栓等から水道水を排出して、強制的に配水管内の流速を通常より高め、長期の供用で配水管内に堆積した錆や夾雑物等を水道水とともに排出する作業のこと。</p>
新設工事等	16	本運営事業とは別に、市が配水管に対して実施する工事。主に、水需要の増加に対応するための配水管の新設工事及び第三者からの依頼に基づく耐震管の移設工事が該当する。
セルフモニタリング	21, 36, 37, 38, 39	運営権者が、事業計画に基づいて実施した事業に対し、事業目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準との適合状況等を自ら確認し、評価すること。
事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan)	26	<p>災害等危機時に実施する「非常時優先業務」※¹の遂行に必要な資源の分析、整備を行い、限られた資源を有効かつ適材適所に活用しながら、その実効性を高めるための計画。災害時の事業執行に向けたソフト面の計画として位置づけられる。</p> <p>市では、災害時に事業継続計画に準拠して、大阪市災害対策本部水道部を設置し、「非常時優先業務」を組織的に実施することとしている。</p> <p>※¹…危機をきっかけに新たに発生する業務(応急</p>

		対策活動) + 危機時においても継続すべき平常業務
調定額	30, 34, 35	水道メーターの点検により計量された使用水量を大阪市水道事業給水条例(昭和33年大阪市条例第19号。以下「給水条例」という。)に定める料金表に当てはめ算定した料金額。
重要管理点	37, 38	<p>IS022000^{※1}により食品安全を確保するため、HACCP^{※2}により定めたプロセス管理を行ううえで重点的に管理すべき段階。</p> <p>市では、IS022000による水(食品)安全マネジメントシステムを運用する中で、水源から給水栓までの全てのプロセスにおいて発生し得る危害を分析し、その重要度に応じた管理、監視の手法を定め、水道水の安全性を確保するうえで、特に重要なポイントを重要管理点として、危害の低減、除去に取り組むことにより、水道水の安全性を確保している。</p> <p>さらに、市では、このIS022000のプロセス管理の考え方を配水管工事の品質管理にも展開し、業務遂行上のプロセス毎に、発生し得るミスや不具合及びその原因を分析し、管理手法を定め、重要な段階を重要管理点として管理することにより、より効率的かつ効果的な業務品質確保に努めている。</p> <p>※1…品質マネジメントシステム (IS09001) をベースに、食品の安全衛生管理手法であるHACCP^{※2}を運用することにより、食品の安全管理を行うための国際標準規格。</p> <p>※2…1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された、それぞれの製造工程毎に、危害原因物質とその発生要因、危害の頻度や発生したときの影響力の大きさ等を考慮してリスト化し、それぞれの危害を適切に防止できるところに管理点を設定して重点的に管理、記録する、食品の衛生管理の方式。</p>
K P I (Key Performance)	38	目標の達成度合いを計るために継続的に計測、監視する定量的な指標(重要業績評価指標)。

Indicator)		
断水率	39	給水人口全体に占める、地震等による断水人口の比率。
基幹管路	39, 43	導水管及び送水管、主に口径400mm以上の配水管(配水本管)のこと。
重要給水施設	39	厚生労働省が「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」で定める医療機関、避難場所、福祉施設、防災拠点等を対象に、市が人命救助のため震災直後から特に優先的な給水対象として判断し、配水池とこれら施設を結ぶ配水管の優先的な耐震化が必要であるとしている施設。
鋳鉄管	39	片状黒鉛を持つ管状の鋳造物であり、管体の材質、継手ともに脆弱な管。 市では水道創設以降、昭和41(1966)年頃まで採用してきたが、現在は使用していない。 なお、過去の大規模地震時には、割れや抜け出しの被害が集中しており、配水管網の耐震性を高めるためには、当該管路の早期更新が必要となっている。
水理計算	39	水源の水頭、管路構成、需要条件から、管内の水圧、流量・流速を求め、配水運用・管理が支障なく行われるか否かの判定や、口径及び接続条件を決定するため行う計算。 市は、1次配水ブロック階層に位置する配水管の口径決定、断水及び接続条件の判断にあたっては、水理計算による妥当性照査を必須としている。
配水支管	43	口径400mm未満の配水管で、需要家へ水を供給(給水分岐を設置)する管路のこと。

3 本事業の実施にあたって想定される関係法令等

(1) 法令

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ・水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ・水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）
- ・水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）
- ・水循環基本法（平成26年法律第16号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・海岸法（昭和31年法律第101号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・港湾法（昭和25年法律第218号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・技術士法（昭和58年法律第25号）
- ・電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）
- ・電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

- ・会社法（平成17年法律第86号）
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ・作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・所得税法（昭和40年法律第33号）
- ・地方税法（昭和25年法律第226号）
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）
- ・土地基本法（平成元年法律第84号）
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・公益通報者保護法（平成16年法律第122号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）
- ・その他関連法令

（2）条例

ア 大阪府条例

- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- ・大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）
- ・大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）
- ・大阪府都市計画法施行条例（平成15年大阪府条例第8号）
- ・その他関連条例

イ 市条例

- ・大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）
- ・大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）
- ・大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）
- ・職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）
- ・大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）
- ・大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）
- ・大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）
- ・大阪市市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）
- ・大阪府中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）
- ・大阪市安全なまちづくり条例（平成14年大阪市条例第14号）
- ・大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）
- ・その他関連条例

ウ その他関連条例

（3）準拠又は参照すべき指針・仕様

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・日本産業規格（JIS）
- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・道路土工（日本道路協会）
- ・その他関連基準

第2 本事業実施の背景、目的等

1 事業の背景・目的

(1) 背景

我が国の水道事業は、今後、人口減少等に伴う水需要の減少により収益の悪化が見込まれる中、水道管等水道施設の老朽化の進行や耐震化の遅れ、さらには、中小規模の地方公共団体を中心に人材不足が深刻化する等、将来にわたり事業の持続性を確保するうえで、大きな課題に直面している。

今般、国においては、これらの課題の解決に向け、長期的な視点に立った水道事業の持続性を確保することの重要性に鑑み、官民連携と広域連携の一層の推進により、水道の基盤強化を図ることを目的に、水道法の改正が行われた。官民連携としては、厚生労働大臣の許可のもと、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、民間事業者が水道施設の運営権を設定できる仕組みとして、水道施設運営権（水道法第24条の4第1項に規定する水道施設運営権をいう。以下「運営権」という。）が新たに導入されたところである。

一方、市水道においては、他都市に比べ極めて早い段階から水道管の整備を行ってきたため、老朽管の割合が全国で突出して高い状況にあり、その発生が確実視される南海トラフ巨大地震への備えとして、こうした老朽管の更新、耐震化を大幅に促進し、安心安全の強化を図る必要がある。さらに、大規模水道事業者として、大阪府域をはじめ、他水道事業者等の基盤強化に寄与する広域連携を一層拡大することが求められる。以上の2点が、今後重点的に取り組むべき喫緊の課題となっている。

そのため、市は、これらの課題に対処すべく、平成31年2月に公表した「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」において、改正水道法の活用による「PFI管路更新事業」の推進に係る基本的な考えを示し、同事業の推進に向けた詳細検討を進めてきた。

(2) 目的

本事業は、改正水道法の主眼である水道基盤強化の観点から、老朽管の割合が全国で突出して高い市の状況に鑑み、配水管更新事業に運営権を活用することにより、民間事業者のノウハウとマンパワーを最大限に取り込み、水道料金の値上げによって市民に負担を求めることなく、現状の管路更新ペースを大幅に引き上げ、断水リスクの低い耐震管路網の構築を強力に推進することを目的としている。

加えて、本事業の実施に伴い水道局内の人員配置を効果的に行い、公共性の高い水道

事業を持続的に運営する使命を担う水道事業者として必要な技術力、組織力の強化を図ることで、市民の安心安全を担う命の水づくりを強化すると同時に、大阪府域をはじめ、他水道事業者等の基盤強化に寄与する大規模水道事業者として、市民メリットを踏まえつつ、広域的な水道の基盤強化に資する様々な広域連携方策を推進することも目的としている。

2 運営権者に求める基本方針

1に掲げる市の目的を達成するため、本事業をより適切に執行するにあたり、市が運営権の設定を受けた水道施設運営権者（水道法第24条の4第3項に規定する水道施設運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める、本事業の運営上最も重要と考える基本方針を以下に示す。

- (1) 我が国特有の地震事情を総合的に勘案し、新たに使用する耐震管の規格、長寿命化、工事品質を適切かつ総合的にコーディネートできる能力と実施体制を持って、本事業の公共性と経営の合理性に配慮しつつ、市民の安心安全を担う高水準の耐震管路網を構築すること。
- (2) 市内経済の活性化、発展に配慮した運営及び震災時の迅速な管路復旧に向けた体制構築のため、本事業実施にあたっては、市内中小企業の健全な発展を目的とする「大阪府中小企業振興基本条例（平成23年大阪府条例第59号）」の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めること。
- (3) 特に、配水管工事の施工にあたっては、(2)の方針に基づく信頼性の高い施工体制及び市と同等以上の施工監理体制を構築し、適切に計画、設計された配水管更新仕様に基づく高い工事品質の確保と円滑な事業進捗を図ること。
- (4) 管路更新の計画、設計、施工全般にわたる技術革新に関する知見を広く調査、収集し、必要に応じて新技術の弾力的な導入を図ることにより、経営面、技術面それぞれに優れた事業推進に努めること。
- (5) 災害時には、市と連携しつつ、市内及び市に応援要請した水道事業者等における迅速な管路復旧支援を行うとともに、本運営事業で培ったノウハウを水平展開し、管路更新の促進に努める等、改正水道法の趣旨を十分に踏まえつつ、大阪府域をはじめ広域的な災害対応及び水道基盤強化に向けた積極的な事業運営に努めること。
- (6) 公共性、公益性の高い事業の一翼を担う者として、市民の信頼と負託に応えられるよう、適切な内部統制体制を構築し、透明性と公正性が高く、コーポレートガバナンスと企業倫理に優れた健全な事業経営に努めること。

第3 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市水道PFI管路更新事業等

(2) 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 河谷 幸生

(3) 担当部局

大阪市水道局総務部経営改革課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル1TM棟9階

(4) 本運営事業の対象となる施設

本運営事業の対象となる施設の範囲は、市水道事業において使用する全ての配水管及びその附属設備とする。

(5) 事業方式

本運営事業は、PFI法第16条及び水道法第24条の4の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る更新業務を行う水道施設運営等事業（水道法第24条の4第1項の「水道施設運営等事業」をいう。）とする。

(6) 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。なお、運営権者は、本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）中、本事業に係る業務のうち、市と運営権者で締結する大阪市水道PFI管路更新事業等実施契約（以下「実施契約」という。）に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

本実施方針公表時点で市が想定する、当該業務を行ううえで運営権者が遵守すべき制限及び手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、別紙1 要求水準書(案)に示しているとおりであり、実施契約においても示すものとする。

ア 特定事業

本運営事業として、市水道事業において使用する配水管（平成31年3月末時点で5,133km）を対象施設とし、耐震管への更新に係る、計画から設計、施工までの一連の業務を実施する事業のことをいう。なお、本事業期間において、運営権者が実施しなければならない事業量は1,800km以上とし、これを含めた耐震管への更新の事業量に関して達成すべき定量的指標は要求水準書で示すものとする。

運営権者は、特定事業実施に係る費用について、自らで負担する。

また、特定事業に要する資金は、第5-3-(1)で示す利用料金及び(2)で示す市から収受する一部負担金で賄うこととし、特定事業の実施に関する一切の経費支出額と資金回収の時点の違いから一時的に資金不足が生じた場合は、自らで調達して補うこととする。

具体的な業務は、次のとおりである。

(ア) 計画業務

配水管更新計画の策定と管理、路線選定、管路構成の決定、工事施工に伴う配水計画の策定等

(イ) 設計業務

管材料等の選定、工法の選定、埋設調整、附属設備の配置設定、給水管接合替の調整、設計内容の明示（図面作成・数量算定）、施工実施者の選定等

(ウ) 施工業務

各種許可申請手続き、施工協議、地元調整、施工監理、工事施工、工事完成検査等

イ 附帯事業

運営権者が特定事業と一体的に実施することが必要又は合理的かつ効率的な業務をいう。

市が、本実施方針公表時点で、附帯事業での実施を運営権者に義務付ける業務として考えるもの及び事業実施に係る費用負担の考え方は、次のとおりである。

なお、(ア)から(ウ)の各事業の経理にあたっては、特定事業、任意事業及び他の附帯事業に係る経理と当該各事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(ア) 市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務

災害の発生により市又は他水道事業者等が管理する水道管路が被害を受けた場合、実施契約に基づき、市又は当該他水道事業者等の費用負担のもと、市と連携して、水道管の修繕等の応急復旧活動を実施する。

応急復旧活動に係る運営権者の具体的な役割は、要求水準書に記載する。

(イ) 特定事業に附随する業務

給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備、消火栓の設置等、特定事業の実施に合わせて整備することが合理的なものについては、実施契約に基づき、市の費用負担のもと、運営権者が実施する。

(ウ) 行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務

大阪府域内外の他水道事業者等が、市との協定等による行政間の合意に基づいて、自ら管理する水道管の更新等の業務を運営権者に行わせようとする場合には、運営権者は、これを実施する内容や手法等について市及び当該他水道事業者等と協議し、合意したときは、必要な手続きを行ったうえで、管路更新等業務を実施する。当該管路更新等業務に関しては、(7)ーアの定めに関わらず、本事業期間が終了した後であっても、当該事業の契約関係等に基づき、継続して実施することを妨げない。

ウ 任意事業

運営権者自ら、又は運営権者の子会社若しくは関連会社（以下総称して「運営権者子会社等」という。）をして、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲において、事業に係る全ての費用を運営権者又は運営権者子会社等自身の負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は、任意事業を提案することができる。

任意事業を実施するにあたっては、特定事業及び附帯事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じることを前提とし、事前に市の承認を得なければならない。

また、その経理にあたっては特定事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、イー(ウ)の他、他水道事業者等が、自ら管理する水道管の更新事業を他者に

行わせようとする場合には、運営権者は当該他水道事業者等の管理者と交渉を行うことができる。

(7) 事業期間・運営権の存続期間

ア 本事業期間

本事業期間は、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の実施契約で定める本事業の開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、令和20年3月31日（イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。

本事業開始日以降に、本契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は、令和4年4月1日を予定している。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

イ 本事業期間の延長

自然災害等の不可抗力（第5-1の「不可抗力」をいう。）により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要がある等の実施契約に定める事由が発生した場合は、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は、一度に限るものではない。

合意延長により期間延長した場合は、市は、当該延長期間に係る要求水準書を改めて定めるとともに、運営権者は、当該延長期間に係る事業計画書を市に提出するものとする。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日までとし、運営権は、同日をもって消滅する。

なお、運営権の存続期間は、イに定める本事業期間の延長があった場合を含め、令和25年3月31日を超えることができない。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

(イ) 業務の引継

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継は、原則として、本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

また、市又は市の指定する者は、本事業終了後の水道管の更新の着実な実施のため、必要に応じて、運営権者と協議のうえ、運営権者の資産等を買取ることができる。なお、買取の方法等については、実施契約書（案）で示す。

(8) 運営権者が受領する権利及び資産等

本事業開始日までに運営権者が受領する権利等は、アのとおりである。また、運営権者が希望した場合に、市と内容を協議、確定し、本事業開始日までに契約を締結したうえで受領する権利等は、イのとおりである。

なお、ア（ア）以外の詳細については、募集要項等（第4-1-(2)-イ（ア）参照）公表時に開示する。

ア 運営権者が受領する権利等

(ア) 運営権

本運営事業を行うために必要となる、市水道事業として使用する全ての配水管を運営権設定対象施設として設定される運営権。

(イ) 他自治体等と締結する協定、覚書等

市が他自治体等と本事業に関連して締結し、本事業開始後は市と運営権者で共管等することとなる協定、覚書等。

イ 運営権者が希望した場合、協議等のうえ別途契約を締結し受領する権利等

(ア) 土地及び施設等の使用权

運営権者が本運営事業の用に供するために、市が必要と認めた場合は、PFI法第69条第6項に基づき、行政財産を貸し付けるものとする。この場合において、

P F I 法第71条第2項により、無償又は時価より低い対価で貸し付けることがある。

(イ) 機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産

本事業の運営に必要となる機材及び備品等（制水弁用キーハンドル、消火栓スタンドパイプ等）。

(9) 市職員の派遣要請

運営権者は、本運営事業の円滑な立ち上げと着実な業務の遂行のため、P F I 法に基づき市に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件は、市の水準を基本とし、その費用については運営権者の負担とする。

(10) 市が実施している業務との連携

運営権の対象となっている配水管においては、本事業を運営権者が実施する他、維持保全業務及び新設工事等を市が実施しているため、双方の業務が円滑に行えるよう、運営権者は、市と適宜調整を行う。

(11) 更新を行った施設の所有

運営権者が新たに整備した市水道事業に係る配水管の所有権は、市に属する。

(12) 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い

本事業開始日の前日までに市が締結し、履行が終了していない請負等に関する契約のうち、配水管更新工事に係る請負契約については、本事業開始日以降も市が引き続き当該契約の当事者となる。

その他、配水管更新に係る設計業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するものとする。ただし、当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市は、本運営事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間全体を通じて、市自らが従来の方式によって実施した場合と比較して、耐震管路網の早期構築の実現の他、事業費総額の縮減も期待でき、効率的かつ効果的に実施できると判断した場合に、本運営事業を、PFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業（以下「選定事業」という。）とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本運営事業を選定事業とした場合、その判断結果及び評価内容を市ホームページ掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第4 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の選定に関する事項（選定の手続き）

（1）募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行う。

市は、優先交渉権者選定にあたり、客観的評価を行うため、学識経験を有する者等からなる大阪市PFI事業検討会議（以下「検討会議」という。）を適宜開催し、募集要項等公表資料及び市が評価し、選定する優先交渉権者等について、検討会議から意見を聴取したうえで決定する。なお、検討会議は、非公開とし、委員の構成は、次のとおりである。

<大阪市PFI事業検討会議 委員>

座長	佐野 修久	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
委員	市川 裕子	弁護士
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

※ 本事業に関する、各委員への問い合わせや働きかけ（金銭、物品の贈与や接待等を含む。）といった、検討会議の公正性を損なう行為は禁止する。また、これらの行為をした者は、本事業への参加を認めない。

（2）審査及び選定手続き

ア 審査に関する考え方

市は、応募者からの提出書類の審査にあたっては、応募者の水道事業等に係る実績を勘案しつつ、第2-2の基本方針の趣旨を十分に理解し、本実施方針及び要求水準書（案）の各事項を満たしたうえで、事業運営及び体制構築等に関し、本事業を実施するための高度な能力を備える等、経営の持続性を担保しつつ確実に効率的な本事業の実施が見込まれる提案を高く評価する。

イ 選定手続き

市は、以下の手順に従って募集及び審査し、優先交渉権者を選定する。

(ア) 募集要項等の公表

市は、検討会議から意見を聴取したうえで、以下の募集要項等を市ホームページ掲載等により公表する。

- ・ 募集要項
- ・ 要求水準書（案）
- ・ モニタリング計画（案）（第5-4-(3)参照）
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 基本協定書（案）（(3)-ア参照）
- ・ 実施契約書（案）（(3)-オ参照）

(イ) 資格確認書類の提出及び審査（資格審査）

本事業に参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（事業実施体制及び構成企業（2-(1)-ア参照）の役割を示したものを含む。以下「資格確認書類」という。）を募集要項に従って作成、提出し、資格審査を受けることとする。

市は、提出された資格確認書類を審査し、結果を当該審査参加者へ通知する。ただし、申請受付期限までに資格確認書類を提出しない者及び審査結果にて参加資格がないとされた者（資格確認書類が本実施方針及び要求水準書（案）の各事項を明らかに満たしていない者を含む。）は、本審査以降の選定手続きに参加できない。

(ウ) 競争的対話の実施

市は、要求水準書（案）、基本協定書（案）、実施契約書（案）等の調整を目的に資格審査の合格者（以下「資格合格者」という。）と対話を行う。

なお、対話が実施される間においては、その対話内容は、原則非公表とするが、要求水準書（案）の変更等、公平性、透明性、競争性確保の観点から公表の必要があるものについては、適切な時期に市ホームページ掲載等により公表する。

(エ) 事業提案書の提出及び審査（事業提案審査）

資格合格者は、事業提案書を募集要項等に従って作成、提出し、事業提案審査を受けることとする。

事業提案書は、実施契約締結前に運営権者が市へ提出する全体事業計画書（(3)-ウ参照）の骨子となるものである。

事業提案書は、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現手法、根拠等を示しつつ、本事業期間全体の施工体制を含む運営体制及び利用料金按分率（第5-3-（4）参照）の提案内容を踏まえた収支計画等を含めた実施計画に基づいたうえで作成することとする（任意事業については、実施する場合のみ）。

事業提案審査は、優先交渉権者選定基準に従って、事業提案書の評価及び事業提案書に基づく本審査参加者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む。）により行う。

（オ） 優先交渉権者等の選定及び公表

市は、事業提案審査後、検討会議から意見を聴取したうえで、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、審査結果を当該参加者へ通知する。

市は、選定後速やかに審査結果を市ホームページ掲載等により公表する。

ウ 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

事業者の募集及び選定において、応募者がいない場合又は耐震管路網の早期構築の実現が見込めない、事業費総額の縮減達成が期待できない等本事業が適切に遂行される見通しがないと市が判断した場合、市は、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。

市は、その旨を市ホームページ掲載等により公表する。

（3） 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後、以下の手続きを行うこととする。

ア 基本協定の締結

優先交渉権者は、特別目的会社の設立その他準備行為等を記載した基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

市と協議のうえで、優先交渉権者が基本協定の締結に速やかに応じない場合又は基本協定締結後に実施契約締結の見込みがないことが明白な場合には、市は、審査及び選定での決定順位に従い、次点交渉権者を優先交渉権者として、基本協定の締結以降の手続きを再度行うことができる。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された基本協定書（案）の修正には原則として応じない。

イ 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結からPFI法第19条第4項に規定する運営権設定

に係る議案の市会提出までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）として、会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社を市内に設立することとする。その際、事業の目的、株式の取扱い、取締役・監査役等の選任・権限等をSPCの定款に定めなければならない。なお、本事業期間中は、その本社所在地を市外に移転させてはならない。

ウ 事業計画書の提出

優先交渉権者は、実施契約の締結までに、事業提案審査時に提出した事業提案書に基づき、市から貸与又は提供される追加の開示資料を活用しつつ、より精度を高めた内容を反映した全体事業計画書を作成、提出し、要求水準への適合性、計画の合理性等の観点から市の承認を受けることとする。

なお、当初の中期事業計画書及び単年度事業計画書についても上記と同様とする。それぞれの事業計画書の内容は、以下のとおりである。

（ア） 全体事業計画書

要求水準を達成するための運営体制、収支計画及び本事業の実施計画（配水管更新計画の実施目標、各年度の想定事業量、教育・訓練計画、セルフモニタリング計画を含む。）で構成する本事業期間全体の計画

（イ） 中期事業計画書（4事業年度毎）

全体事業計画書を踏まえた、当該期間中の運営体制、収支計画等、本事業の実施計画

（ウ） 単年度事業計画書

中期事業計画書に基づく当該年度の詳細計画

エ 準備行為

優先交渉権者又はSPCは、事業開始に向けた準備行為の一環として、市と協議のうえ現地調査を実施できる。

オ 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、PFI法第19条第4項に規定する運営権設定に関する市会の議決を経た後、運営権の設定に関する厚生労働大臣への許可申請を行う。市は、厚生労働大臣から許

可を受けた後、SPCに対して運営権を設定する。

運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権を設定登録する。

市が上記運営権を設定したうえで、市と運営権者は、実施契約書（案）に従い、速やかに実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には原則として応じない。

市は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項により、運営権を設定した旨等及び実施契約の内容を市ホームページ掲載等により公表する。

カ 譲渡又は貸与対象資産等の授受

運営権者が第3-1-(8)-イに掲げる権利等を受領する場合、市と運営権者は、当該受領に係る契約を本事業開始日までに締結し、運営権者は、本事業開始日に譲渡又は貸与対象資産等を市から授受する。

上記手続きについては、市が算出する予定価格以上で有効な見積書を運営権者が提出した場合に、譲渡又は貸与契約を締結し、その他必要な手続き及び対価支払いを経たうえで、運営権者は、対象資産を市から授受する。

(4) 提案書類等提出に係る注意事項

ア 提出書類の作成等に係る費用

市への提出書類の作成、印刷及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄

市は、応募者が事業提案書等の作成に必要と市が判断する情報を適切な時期に開示する。

なお、市から守秘義務対象の開示資料（以下「開示資料」という。）の貸与を受けるとは、貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

開示資料の貸与を受けた者は、開示資料原本及びその印刷物等（開示資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むが、これに限らない。）については、使用を終えた時点で市へ返却、又は責任を持って破棄し、上記誓約書の定めに従って市へその旨報告しなければならない。

ウ 提出書類の取扱い

市が提出を受けた書類は、応募者へ返却しない。

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、市が公表その他本事業に関して必要と認める範囲内において、市は、これを無償で使用する事ができる。

また、市は、優先交渉権者の選定後、審査結果公表の一環として、必要に応じて提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

エ 提出書類中の第三者の特許権等

応募者は、提出書類において、第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されるもの）の対象となっている工事材料、施工方法、指示管理方法等を使用した結果生じる責任を負う。

2 競争参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成

ア コンソーシアム

応募者は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、その名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。なお、コンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という。）から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続き及び市との連絡調整等を担当することとする。

また、資格確認書類の提出以降、構成企業が同時に他のコンソーシアムに属することは認めない。ただし、実施契約締結後に、運営権者とならなかったコンソーシアムに属する企業が運営権者から本事業に係る業務を受注することは妨げない。

イ 議決権株式

構成企業は、SPCに出資するとともに、本議決権株式（第5-5-(2)に定める本議決権株式をいう。）の全ての割当ては、構成企業のみで受けるものとする。

ウ 構成の変更等

資格確認書類の提出以降、代表企業の変更又は構成企業の離脱は、原則として認めない。

構成企業を追加する場合は、応募者は、事前に市の承認を得なければならない。

また、構成企業が以下の事項のいずれかに該当する場合、市へ速やかに通知しな

ればならない。

- ・（２）の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・構成企業を支配している者が変更された場合
- ・新たに第三者に支配された場合

なお、支配とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）第1条に規定する特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社、親会社の関係を指す。

（２）参加資格

構成企業は、資格確認書類の提出時点において、次に掲げる要件に該当すること（詳細については、募集要項等公表時に開示する）。なお、資格審査から優先交渉権者決定までの間に以下のいずれかの要件に該当しないこととなった場合、市は、当該構成企業の参加資格を取り消すことがある。

ア 法令事項

- （ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （イ） P F I 法第9条の規定に該当しない者であること。
- （ウ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

イ 市の要綱及び税の滞納等に係る事項

- （ア） 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。
- （イ） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく停止措置又は入札等除外措置を受けていない者であること。
- （ウ） 市に納税義務を有する者は、大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- （エ） 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （オ） 債務超過の状態に陥っていない者であること。
- （カ） 検討会議の委員が属する組織若しくは企業と関連がない者又はその組織若し

くは企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

(キ) 本事業のアドバイザー業務受注者及び当該受注者から当該アドバイザー業務を再委託されている者でないこと、又はこれらの者と支配関係にある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受注者及び再委託業者は、以下のとおりである。

EY新日本有限責任監査法人、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、株式会社NJS、株式会社パスコ、水道技術経営パートナーズ株式会社

3 事業者選定のスケジュール等

本実施方針公表後のスケジュールは、概ね次の表に掲げるとおりである。スケジュールの詳細、変更等については、市ホームページ掲載等により公表する。

時 期	内 容
令和2年4月	<ul style="list-style-type: none">・実施方針の公表・特定事業の選定及び公表・実施方針に関する質問の受付
10月	<ul style="list-style-type: none">・募集要項等の公表・募集要項等に関する説明会
11月	<ul style="list-style-type: none">・資格確認書類の提出
令和3年以降	<ul style="list-style-type: none">・競争的対話の実施・事業提案書の提出・優先交渉権者の選定・基本協定の締結・運営権設定に関する市会の議決・運営権設定に関する厚生労働大臣の許可・運営権の設定登録・実施契約の締結
令和4年4月(予定)	<ul style="list-style-type: none">・本事業開始

第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担

運営権者は、実施契約等に特段の定めのない限り、自主性と創意工夫をもって本運営事業を遂行するうえで生じる一切のリスクを負担し、市は、水道事業者として、水道事業の運営全般にわたるリスクを管理する。

また、市及び運営権者のいずれの責にも帰すことのない豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等による事象であって、本運営事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象（以下「不可抗力」という。）により運営権設定対象施設である配水管が物理的損壊を受けた場合は、市は、水道事業者として策定している事業継続計画（BCP）に基づき、断水の早期解消に向けた管路復旧計画の策定等を実施することにより事業継続に向けたリスクを負担し、運営権者は、実施契約に基づいて市と応急復旧班を編成し、市内配水管の早期復旧工事に従事する。

現時点で想定している本運営事業に係る個別のリスクにおける分担内容については、以下に示す主な内容及び別紙2 リスク分担表（案）に記載する内容を基本とし、実施契約書に詳細を規定する。

（1）不可抗力

不可抗力によって配水管の物理的損壊が生じた場合は、市は、その損傷状況を踏まえ、破損路線及びその類似路線の優先的な更新の必要性を判断し、運営権者は、事業計画書を変更し、これらの路線について優先的に更新する。事業計画書の変更により運営権者の事業費が増となった場合は、事業計画書変更後の費用と変更前の費用の差額を市が負担する。

（2）配水管の瑕疵担保

本事業では、運営権者が設置したものを含め、全ての配水管の維持保全業務を対象としないが、本事業実施による更新後の配水管（舗装等、配水管工事に附随する物件を含む。）における突発的な破損のリスクについては、配水管更新後1年以内（当該破損が運営権者の故意又は重大な過失により生じた場合は10年以内）に生じた場合は、運営権者がリスクを負担する。

(3) 水量、水圧、水質の異常

配水管において水量、水圧、水質の異常が生じた場合は、水道事業者である市がリスクを負担することを原則とするが、運営権者が配水管更新工事を施工する際に異常が生じた場合には、運営権者がリスクを負うものとする。ただし、水量、水圧、水質の異常が市及び運営権者のいずれに起因するか特定できない場合には、その原因究明及び対応について、双方が協力して実施する。

(4) 需要の変動

本運営事業の性質上、運営権者は、本事業期間における需要の変動に対して影響力を持ち得ないことから、水需要の減少リスクは、原則として市が負担する。

なお、市は、3-(7)に掲げる必要な措置により運営権者による必要額を担保する他、市が想定する範囲を下回る需要の減少等が生じ、要求水準書で定める配水管更新事業量どおりの実施が困難と市が判断した際には、当該事業量について見直しを行う。

(5) 事業費の変動

運営権者は、本運営事業を自らの事業として、一定期間、自主性と創意工夫をもって実施するものであるから、本運営事業実施に際して通常想定される一切の経費の増加リスクは、原則として運営権者が負担する。

ただし、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合等、リスク分担表(案)に定めるところにより、3-(7)に示す協議に際して、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがある。

(6) 新技術の研究開発、導入

運営権者は、市水道事業の一翼を担う者として、市民の安心安全の確保に寄与すべく、本運営事業実施に関連する新技術の研究開発について、原則として自らの費用負担により積極的に取り組まなければならない。当該研究により新技術が開発された場合は、原則として運営権者がその利益を享受する。

また、既存技術の陳腐化等への対応のために新技術を導入する必要がある場合は、原則として運営権者が自らの費用負担により導入し、使用することとする。ただし、市が市民の安心安全の確保の観点から新技術の導入を要請し、当該新技術の導入及び使用に係る費用が当該新技術を導入しなかった場合の費用を上回った場合には、市が当該新技術の導入及び使用に係る費用と当該新技術を導入しなかった場合の費用の差額を負担する。

2 対象業務における要求水準

市は、本事業期間において、配水管更新の大幅促進、工事品質の確保、災害が発生した場合の対応等、実施契約に基づき本事業を適正に実施するにあたってのサービス水準として、要求水準書を定めることとする。

運営権者は、要求水準書に記載される要求水準はもとより、要求水準を踏まえて作成する事業計画書を遵守し、本事業を実施しなければならない。

本実施方針公表時点で想定する要求水準書の主な体系は、次のとおりである。

第1 総則			
1 要求水準書の意義 2 事業の背景・目的 3 運営権者に求める基本方針 4 本事業の事業期間			
5 事業範囲 6 本事業の対象施設 7 要求水準書の構成 8 関係法令等の遵守・参照 9 用語の定義			
業務分類	業務範囲	対応する要求水準の項目(目次)	各要求水準の項目の構成
		第2 本事業全般の運営・経営に係る要求水準	<p>運営権者は、業務毎の要求水準を適切に理解し、原則、関係法令、条例等や運営権者において策定した諸規定等を遵守したうえで、各業務を履行することとする。</p> <p>左記の要求水準の構成については、次のとおりである。</p> <p>1 基本方針</p> <p>2 要求水準</p> <p>(1)事業計画書に関する事項</p> <p>(2)事業報告書に関する事項</p> <p>(3)実施体制に関する事項</p> <p>(4)市所管業務等への協力・協同に関する事項</p> <p>(5)財務に関する事項</p> <p>(6)人材育成・技術力の確保に関する事項</p> <p>(7)調査研究・技術開発への対応に関する事項</p> <p>(8)地域との共生に関する事項</p> <p>(9)環境対策に関する事項</p> <p>(10)内部統制に関する事項</p>

			(11)情報公開に関する事項 3 参照文書・・・要求水準の根拠となる市の規定類やマニュアル類を指す。
計画業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管更新計画の策定と管理 ・ 路線選定 ・ 管路構成の決定 ・ 工事施工に伴う配水計画の策定 	第3 計画業務に関する要求水準	<p>運営権者は、業務毎の要求水準を適切に理解し、原則、関係法令、条例等や運営権者において策定した諸規定等を遵守したうえで、各業務を履行することとする。</p> <p>左記の要求水準の構成については、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針 2 業務範囲 3 要求水準 4 参照文書・・・要求水準の根拠となる市の規定類やマニュアル類を指す。
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管材料等の選定 ・ 工法の選定 ・ 埋設調整 ・ 附属設備の配置設定 ・ 給水管接合替の調整 ・ 設計内容の明示(図面作成・数量算定) ・ 施工実施者の選定 	第4 設計業務に関する要求水準	
施工業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種許可申請手続き ・ 施工協議 ・ 地元調整 ・ 施工監理 ・ 工事施工 ・ 工事完成検査 	第5 施工業務に関する要求水準	
市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における市内の水道管復旧 ・ 災害時における他水道事業者等の水道管復旧支援 	第6 災害への対応に関する要求水準	
広域化への対応に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政間の合意に基づく他水道事業者等の水道管更新等業務 ・ その他の他水道事業者等の水道管更新等業務 	第7 広域化への対応に関する要求水準	

3 利用料金等に関する事項

(1) 水道料金及び利用料金の考え方

本事業期間中、水道の利用者からいただく料金は、市と運営権者で業務範囲に応じて按分する（用いる割合を以下「利用料金按分率」という。）。運営権者は、本運営事業の実施に係る対価として利用料金を自らの収入として収受し、市は、水道の利用者からいただく料金から利用料金を除いた残りの額を水道料金として収受する。

水道料金及び利用料金を併せたもの（以下「水道料金等」という。）の算出方法は、給水条例に基づくものとし、水道料金等の額は、水道の利用者の使用実態及び使用水量に変更がない限り、従前と同額になる。

運営権者が本事業期間中に収受する利用料金は、本運営事業の実施に関して、事業提案書に記載の収支計画等（第4-1-(2)-イ(エ)参照。以下「当初計画」という。）で見込んだ一切の経費額を算定の基礎とする。

なお、当該一切の経費額は、配水管更新工事費（現在、市水道事業会計において、資本的支出の建設改良費として計上している費用）に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額（事業期間中、市においても減価償却費として計上）及び本運営事業実施に伴い毎年度発生する計画業務等その他会社運営に係る経費に事業報酬の額を加味して構成される。

<利用料金及び水道料金の算定式>

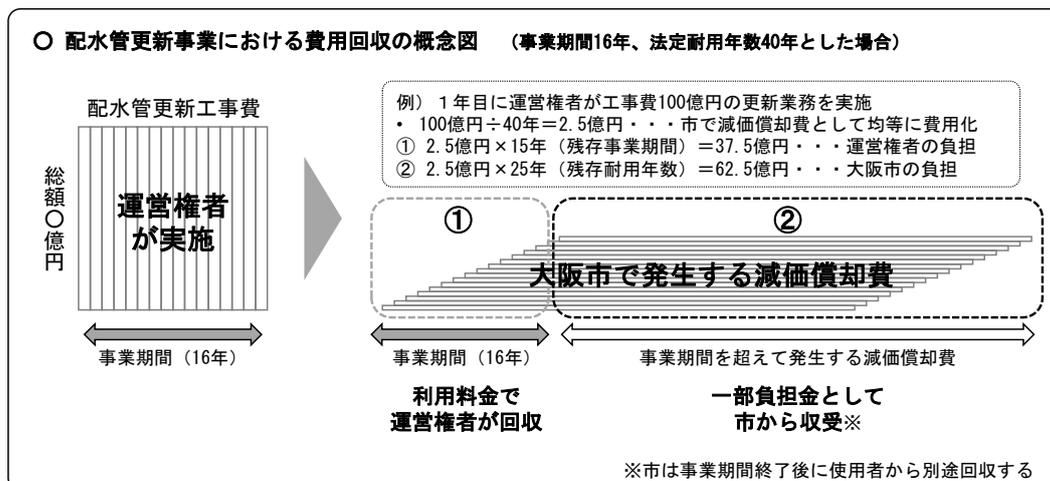
$$\begin{array}{l} \text{(運営権者)} \quad \text{年間利用料金収入} = \text{年間水道料金等調定額} \times \text{利用料金按分率} \\ \text{(市)} \quad \text{年間水道料金収入} = \text{年間水道料金等調定額} - \text{年間利用料金収入} \end{array}$$

(2) 市からの一部負担金

運営権者は、(1)で示す利用料金の他、本運営事業を実施することにより得られる収入として、市から一部負担金を収受する。

一部負担金は、運営権者が、当初計画で見込んだ配水管更新工事費を算定の基礎とし、当該更新投資の法定耐用年数が公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の残存する運営権設定期間を上回ることから、運営権設定期間終了後の期間に対応する相当部分とする。すなわち、事業期間終了以降、市の会計で計上する減価償却費の累計額及び残存簿価にかかる除却費の合算額と同額となる。

市は、一部負担金の額を、運営権者が実施した配水管更新工事にかかる事業量実績（竣工した工事量等）に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う。



（3）利用料金等の算定期間

利用料金及びその算定の基となる利用料金按分率は、事業計画に沿った適切なものとするため、4年の算定期間毎に設定する。各算定期間に属する事業年度は、次のとおりとする。

- ・ 第1期算定期間：1事業年度から4事業年度
- ・ 第2期算定期間：5事業年度から8事業年度
- ・ 第3期算定期間：9事業年度から12事業年度
- ・ 第4期算定期間：13事業年度から16事業年度

（4）利用料金按分率の提案

利用料金按分率は、事業提案書提出（第4-1-(2)-イ-(エ)参照）の際に応募者から提案を受ける。

利用料金按分率の提案にあたっては、(1)で定める利用料金算定の考え方を踏まえ、市が実施方針条例に示す上限の範囲内において算出することとする。

利用料金按分率の提案に係る手続きは、次のとおりとする。

【利用料金按分率の提案手続き】

- ① 応募者は、年度毎の更新計画を作成する。
 - ② 作成した詳細な更新計画から、配水管更新工事費を算出する。
 - ③ ②で算出した配水管更新工事費を基に、(2)の考え方により一部負担金の額を算定する。
 - ④ (1)の考え方により、配水管更新工事費に基づき本事業期間中に減価償却費として計上する額及び本運営事業実施に伴い毎年度発生する計画業務等その他会社運営に係る経費、事業報酬を積算し、それに見合った利用料金按分率を市に提案する。
 - ⑤ その際、利用料金按分率は、(3)に示す4年の算定期間を通じて一律に定めることとし、応募者は、④の提案時に各算定期間における利用料金按分率を市に提案する。
- ※1 なお、利用料金按分率算定の基となる水道料金等の見込額は、市が募集要項等公表時に示すものを用いることとする（第4-1-(3)-ウに示す運営権者による事業計画書の提出に際し、市は当該水道料金等の見込額を見直すことがある）。
- ※2 加えて、市は、利用料金按分率算出の参考とするため、募集要項等公表時に、市が行った配水管更新業務にかかる投下経営資源（費用、人員等）に関する分析等の資料を開示する。

< 4年の算定期間毎の利用料金按分率算定式 >

$$A_i = (D_i + G_i + R_i) \div \sum_{j=1}^4 E_{ij} \times 100$$

※各算定期間の区分を第*i*期 (*i* = 1 ~ 4)、また各算定期間における事業年度を初年度から *j* (*j* = 1 ~ 4) とする。

例) E_{23} (第2期の3事業年度 (=事業開始から7事業年度) の水道料金等見込額を示す)

A_i : 利用料金按分率 (%)
 D_i : 配水管更新工事費に基づき計上する減価償却費見込額
 G_i : 計画業務等その他会社運営に係る経費見込額
 R_i : 事業報酬見込額
 E_{ij} : 水道料金等見込額

※ 利用料金按分率の算出に用いる各見込額 ($D_i \cdot G_i \cdot R_i$) は、第*i*期算定期間 (4年間) の総額

※ 応募者は、本式に基づき各算定期間の利用料金按分率 ($A_1 \sim A_4$) を算定し、市に提案する。

例) 第3期の利用料金按分率の算定式 (*i* = 3)

$$A_3 = (D_3 + G_3 + R_3) \div \sum_{j=1}^4 E_{3j} \times 100$$

(5) 運営権対価

本運営事業に係る運営権の設定に対する対価 (以下「運営権対価」という。) は、固定額とし、詳細については、募集要項等公表時に示すこととする。

(6) 利用料金按分率の規定

市と運営権者は、運営権者が提案した利用料金按分率 ((4) - ※1 に示すとおり、市が水道料金等の見込額を見直した場合は、当該見直し後の見込額に基づき算定された利用料金按分率) を上限として実施契約に定め、運営権者は、実施契約の上限範囲内で利用料金按分率を市に届出る。

市は、運営権者から届出のあった利用料金按分率を、大阪市水道事業給水条例施行規程 (昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号。以下「給水条例施行規程」という。) に規定する。

(7) 利用料金及び一部負担金に関する協議

ア 需要変動による利用料金の毎年度補正

市は、運営権者が、当初計画における利用料金按分率算定の基とした水道料金等の

見込額（（４）－※１参照。）を、事業開始以降、市が各年度の予算策定時に見込んだ水道料金等見込額と調整するため、当該事業年度が始まるまでに、利用料金按分率を補正する。

補正後の利用料金按分率について、市は、市会に対して内容の報告を行い、給水条例施行規程に規定する。

需要変動による利用料金の毎年度補正式は、次のとおりとする。

<需要変動による利用料金の毎年度補正式>

1. $i=1$ の場合

$$A_{ij} = A_i \times \frac{E_{ij}}{E'_{ij}}$$

例) 3事業年度の補正の場合： $A_{13} = A_1 \times \frac{E_{13}}{E'_{13}}$

2. $i=2\sim 4$ の場合

$$A_{ij} = A'_i \times \frac{E_{ij}}{E'_{ij}}$$

例) 8事業年度の補正の場合： $A_{24} = A'_2 \times \frac{E_{24}}{E'_{24}}$

A_{ij} : 補正後の第 i 期 j 事業年度利用料金按分率
 E'_{ij} : 市が第 i 期 j 事業年度予算で見込んだ水道料金等見込額
 A'_i : 定期レビューによる補正後の利用料金按分率 ($i=2\sim 4$)

イ 定期レビュー

市と運営権者は、次期の利用料金算定期間を迎えるまでの4年毎に、実施契約上定められた利用料金按分率の上限を必要に応じて補正するための協議を実施する。

定期レビューにおいては、当期各年度の利用料金予算額（アで示す市が予算策定時に見込んだ水道料金等見込額を基に算出された利用料金額をいう。以下同じ。）と調定額とのかい離を算出し、運営権者が収受する利用料金に対する水需要変動の影響を抑え、事業実施に要する費用に見合い利用料金を適正に収受できるよう、利用料金按分率を補正（収益補正係数：K）することで、事業の安定的な実施を促す。

加えて、運営権者の事業遂行に関しては、当期の本運営事業の進捗事業量（延長、口径等）及びそれを踏まえ見直した次期中期事業計画における事業量に基づく減価償却費の変動により、次期の利用料金按分率を補正（進捗補正係数：L）することで、要求水準に適合した事業品質の確保を促す。

利用料金は、(1)のとおり、本運営事業の実施に関して、当初計画で見込んだ一切の経費額を算定の基礎とすることから、当該経費の増加リスクは、原則として、運営権者が負担するものとし、補正の対象外とする。

ただし、1-(5)に示すとおり、例外的に、利用料金按分率の改定及び一部負担金の見直し(以下「利用料金等見直し」という。)により、市がリスクの一部を負担する場合がある。その場合においても、市は、4-(2)-ウに示す外部有識者機関に客観性や専門性の観点から意見を求めることとする。

補正後の利用料金按分率の規定手続は、(6)と同様とし、市は、市会に対して内容の報告を行う。

第4期の事業期間中に生じた利用料金予算額と調定額とのかい離又は事業進捗の計画と実績とのかい離により利用料金を見直すべき事由が生じた場合は、市と運営権者が本運営事業期間終了後、定期レビューと同様の協議を行い、見直すべき額を確定し、精算を行う。

定期レビューにおける利用料金按分率の補正式は、次のとおりとする。

<利用料金按分率の補正式>

$$A'_i = A_i \times K_{(i-1)} \times L_{(i-1)} \quad (i = 2 \sim 4)$$

- A'_i : 補正後の次期(i期)算定期間の利用料金按分率
 $K_{(i-1)}$: 当期(i-1期)各年度の利用料金予算額と調定額との差を次期(i期)の利用料金按分率に反映させるための補正係数
 $L_{(i-1)}$: 当期(i-1期)の特定事業の進捗実績と事業計画との差による減価償却費の変動、及び次期(i期)の事業計画の見直しを踏まえ算定される配水管更新工事費に基づき事業期間中に計上が見込まれる減価償却費の変動を次期の利用料金按分率に反映させるための補正係数

例) 第3期料金按分率の補正式(i=3)

$$A'_3 = A_3 \times K_2 \times L_2$$

- ※ 定期レビュー以降は、補正後の利用料金按分率(A'_i)に対して、アに示す毎年度補正を実施する。

ウ 臨時協議

将来的な事業継続が危ぶまれるような急激な事業環境の変動が生じた場合は、定期レビューの実施を待たず、速やかに利用料金等見直しに関する協議を行う。

エ 水道料金等の改定

利用料金按分率にとどまらず、水道料金等を改定する必要があると市が判断する場合には、従来どおり、給水条例の改正（市会の議決）手続きを行う。

（８）利用料金の徴収

ア 利用料金の徴収

市は、実施契約とは別に運営権者と締結する契約に基づき、水道料金等を水道の利用者から一括で徴収する。なお、利用料金徴収にかかる費用は、運営権者が負担することとする。

当該契約の詳細については、募集要項等（第４－１－（２）－イー（ア）参照）公表時に開示する。

イ 利用料金にかかる未納の取扱い

市は、アの契約に基づき、未納者への催促等を行う。市の催促等によってもなお利用料金が未収となった場合、最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うこととする。

ウ 利用料金の債権への充当

市は、徴収した利用料金を運営権者に送金する際に、市の運営権者に対する一切の債権を差し引くことができる。

４ 運営権者の責任の履行確認に関する事項

（１）基本方針

要求水準書や事業計画書で定めた目標の達成や業務品質の確保を目的として、運営権者が健全経営のもと、本事業を適正かつ確実に履行しているか否かを確認、評価するため、市は、運営権者に対するモニタリングを実施し、運営権者は、自らの事業に対するセルフモニタリングを行う。

また、市は、市が行うモニタリングの評価に対し、第三者による客観的な評価を求めするため、市によるモニタリングの一部として、外部有識者機関によるモニタリングを併せて行う。

事業開始までに、市と運営権者の双方が全体のモニタリングについて協議、確認しながら、事業開始後は、市は、運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリン

グ、外部有識者によるモニタリングを総合的に運用し、重層的なモニタリング体制を構築するとともに、市が実施したモニタリング結果については、定期的に公表することにより事業の透明性、客観性を確保する。

なお、これらに加え、国による水道法に基づく報告徴収、立入検査等に適切に対応することで、適正かつ確実な事業の履行品質を担保する。

(2) モニタリングの実施体制

ア 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、市が本実施方針、要求水準書で定める事項を適切に理解し、水道法をはじめとする関係法令、条例等に基づき本事業の業務を適正かつ確実に履行するとともに、事業計画で定めた目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準への適合性を自ら確認する手法等を定めた「セルフモニタリング計画」を策定する。

これに基づき、本事業の進捗状況、財務状況の他、計画、設計、施工の各過程での業務品質確保のため、セルフモニタリングを効率的、効果的に実施する。

また、セルフモニタリング結果の記録を作成、保存するとともに、所定の期限までに業務報告書として市に提出する。

イ 市によるモニタリング

市は、本事業について、豊富な経験・ノウハウを有する水道局組織全体としての技術力を総合的に駆使して行う「モニタリング統括部署」を設置し、市が策定する(3)の「モニタリング計画」に基づいて、運営権者の業務状況、財務状況及び中期事業計画の進捗状況等についてモニタリングを実施する。

業務状況に関するモニタリングにあたっては、市は、運営権者が提出したセルフモニタリング結果に関する業務報告書により、事業計画に対する進捗状況や要求水準の適合性を確認するとともに、必要に応じて、抜き打ち検査を実施する等、運営権者に対して所定の報告書以外の資料請求や実地調査等を行う。加えて、業務における計画、設計、施工の各過程においては、市が定めた重要管理点に関する確認、検証を行い、業務品質が要求水準に適合し、市が承認した場合に、運営権者は次の工程に進むことができる。

また、財務状況に関するモニタリングにあたっては、専門的な知見・ノウハウを有する者等からの支援を得て実施することについても併せて検討する。

なお、事業計画の目標が達成されない、又は業務品質が確保されないと判断した場合、市は、改善を指示することとし、運営権者において指示等を踏まえた改善措置を

図ることが可能なフィードバック期間が確保されるようモニタリングの頻度を設定し、事業の品質確保と適正執行を担保する。

ウ 外部有識者機関によるモニタリング

市は、学識経験者等で構成する外部有識者機関を設置し、市によるモニタリングの妥当性等について客観的な確認、検証を受け、専門的な知見に基づく意見具申を受けらる。

また、外部有識者機関は、自ら必要と認める場合には、市及び運営権者に対して資料請求や実地調査等を行うことができる。

エ 国の立入検査等

水道法第39条の規定により、運営権者に対して施工状況や事業の実施状況について、厚生労働大臣による報告徴収、立入検査が行われる他、事務や工事の施工状況等を対象とした監査等（市監査委員による監査や会計検査院による検査等）が行われることとなる。

市や運営権者は、資料請求や実地調査等、関係機関からの求めに応じて速やかに対応する。

(3) モニタリング計画（案）の概要・骨子

「モニタリング計画」は、市や外部有識者機関によるモニタリングに、運営権者のセルフモニタリングを加えたモニタリングの全体計画である。

本事業に参加を希望する資格合格者は、事業提案時に「セルフモニタリング計画(案)」を提案する。

このため、市は、募集要項等公表時において、セルフモニタリング以外の市によるモニタリングの実施体制や手順等を示した「モニタリング計画(案)」を示すこととする。

本実施方針では、「モニタリング計画(案)」の概要・骨子を以下に掲げる。

ア 業務モニタリング

市は、配水管更新業務を構成する計画、設計、施工の各業務フローにおいて、全体の品質を客観的に検証できる重要管理点を設定し、市が定める要求水準への適合性について、KPI等の定量的指標及び定性的基準による確認、検証を行う。

モニタリングにあたっての主な測定指標は、次に示すとおりである。

(ア) 計画モニタリング

- 事業量（口径別）及び想定地震に対する断水率の減少への寄与度
- 老朽管率
- 耐震管率（全体）及び基幹管路の耐震適合率
- 重要給水施設に至るルートでの耐震化の達成状況
- 鋳鉄管の残延長
- 水理計算手法による適切な管路の接続条件の決定と耐震管の口径決定
- 配水管更新工事施工に伴う配水計画の策定

(イ) 設計モニタリング

- 布設環境に応じた適切かつ高水準の管材料及び工法の選定状況
- 最新の技術、規格に対する継続的なフォロー
- 市の埋設基準、図面作成及び数量算定基準の遵守状況
- 施工実施者の選定プロセス

(ウ) 施工モニタリング

- 配水管工事の現場監視、立会、遠隔監視を通じた適正な施工監理状況
- 市が実施している施工監理体制と同等以上の体制構築と運営権者によるセルフモニタリングの実施方法の妥当性

イ 財務モニタリング

市は、運営権者における円滑な事業推進のための財務状況の健全性について、公認会計士等による監査済の計算書類等（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）、その他の計算書類及び重要な経営指標等の提出を受けつつ、財務会計と管理会計の両面から、経営指標等を含め、次に示す主な事項の確認、検証を行う。

- 運営権者の事業計画（全体、中期、単年度）に則った事業の実施状況評価
- 損益状況や資金繰り、資金調達方法や償還計画の適正性
- 計画上の収支と実績との差異分析（特に、資材調達コストや工事コスト等の原価に関する費目別差異分析等）
- 上記、差異分析を踏まえた事業の見通し評価や改善策の検討
- 事業の健全な運営を阻害する事象や原因の確認と経営リスク管理

ウ 中期事業計画モニタリング

中期事業計画の最終年次において、定期レビューに合わせて当該計画と実績との差異分析により、当該期間中の事業の進捗、達成状況等を確認するとともに、それ以後の事業の達成見込や将来の経営見通しについて確認し、検証する。

また、差異分析の程度によっては、市は、次期の中期事業計画に向けた事業手法の見直し等を運営権者に指示し、運営権者は、次期中期事業計画や全体事業計画に反映する。

(4) モニタリングによる改善措置等

市のモニタリングによる評価又は外部有識者機関の意見具申により、事業計画の目標が達成されない、又は業務品質が確保されないと判断した場合、市は、運営権者に対し、業務改善等の指示を行う。

業務改善等の指示を受けた運営権者は、速やかに改善手法や改善に必要と見込まれる合理的な期間を定めた業務改善計画を作成し、市に提出、承認を得たうえで、業務改善措置を行う。

市は、運営権者から業務改善措置完了の報告又は業務改善計画の期限の到来を受け、改善状況を確認する。改善状況を確認した結果、改善されていないと市が判断した場合は、市は、運営権者に対し、催告や業務改善等について改めて指示を行う。

なお、事業計画や要求水準との乖離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めることがある。

これらの対応によっても正当な理由なく業務改善がなされず、改善が見込めないと市が判断した場合には、市は、運営権者事由による実施契約の解除を行う。

5 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 運営権の処分

運営権者は、運営権、実施契約上の地位及び本事業に関し市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、市の書面による事前の承認を得ることなく、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項の市の許可をあらかじめ得た場合には、例外的に運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、同条第4項に基づく市会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合には、少なくとも以下を含む条件を付す。

ア 譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。

イ 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。

ウ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること。

また、運営権者が本運営事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は、合理的な理由なくこれを拒否しないが、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

（２）運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他担保設定（以下総称して「処分」という。）に関し、以下のとおり市は、原則として関与しないものとする。一方、運営権者が発行する本議決権株式については、水道事業の極めて高い公共性を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自らが保有する本議決権株式を、他の本議決権株主又は市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分をしようとするときは、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合に

は、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人又は新規発行される本議決権株式の引受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の本事業の実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株主の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設の内容

(1) 施設の所在地及び概要

市水道事業として使用する配水管の設置地点。

延長 5,133km (平成31年3月末時点)

なお、平成31年3月末時点での、市水道事業として使用する水道管の構成は、次の表に掲げるとおりである。

	全体				
		基幹管路			配水支管
		導・送水管	配水本管		
総延長	5,227 km	751 km	94 km	657 km	4,476 km
					5,133 km
耐震管	1,559 km	326 km	44 km	282 km	1,233 km
耐震適合管	2,264 km	179 km	27 km	152 km	2,085 km
老朽管	2,507 [※] km	455 km	91 km	364 km	2,052 km

※ 管路更新を全く実施しない場合の令和19年度末時点の老朽管延長は、3,852kmとなる。

本事業の対象

<主な指標>

- 基幹管路の耐震適合率 = 基幹管路の耐震管延長及び耐震適合管延長(505) / 基幹管路の総延長(751) = **67%**
- 管路の耐震管率 = 管路の耐震管延長(1,559) / 管路の総延長(5,227) = **30%**
- 管路の耐震適合率 = 管路の耐震管延長及び耐震適合管延長(3,823) / 管路の総延長(5,227) = **73%**
- 管路の老朽管率 = 管路の老朽管延長(2,507) / 管路の総延長(5,227) = **48%**

(2) 平面図

対象施設のうち、主要な施設の所在地は、別紙3 平面図のとおりである。

第7 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は、次のとおりである。

- (1) 基本理念
- (2) 事業の承継等及びその準備
- (3) 本運営事業の対象施設
- (4) 本事業の業務範囲
- (5) 公共施設等運営権の取消、移転
- (6) その他の事業実施条件
- (7) 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- (8) 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (9) 運営権対価等
- (10) 要求水準
- (11) 計画及び報告
- (12) 運営の評価
- (13) 利用料金の設定及び改定
- (14) リスク分担
- (15) 子会社等
- (16) 誓約事項
- (17) 知的財産権

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

なお、市によるモニタリングの結果等、市と運営権者の認識に齟齬が生じた場合に備え、専門的、客観的立場から調整を図るための第三者機関を設置するものとする。

協議の方法等や第三者機関の設置に関する事項については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生した全ての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8 本運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業継続の確保に向けた基本方針

本運営事業の対象施設である配水管は、市内の市民活動、都市活動を支える重要なライフラインとしての役割を担う水道事業において、サービスの量、質両面での安定性を支える根幹となる施設である。そのため、本運営事業の実施にあたっては、配水施設全体の運転管理や維持保全業務を担う市と、配水管更新事業を担う運営権者の双方が密接に連携、協力するとともに、不可抗力等により対象施設に物理的損壊が生じる等、事業が維持できない状況が生じた場合には、早期復旧に最大限努める等、市と運営権者が協力して、大阪市水道事業の継続性を確保しなければならない。そのためには、市、運営権者双方において技術力が維持できるよう、それぞれが技術継承に尽力する。

2 運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 解除事由

運営権者に実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。なお、主な事由は、次のとおりである。

- ・運営権者が本運営事業を実施できなかったとき、又は実施することができないことが明らかになったとき
- ・運営権者に、実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- ・倒産、財政状況の著しい悪化、その他運営権者の責に帰すべき事由により、本運営事業の継続が困難と合理的に判断されるとき
- ・運営権者が本運営事業に関する法令の規定に違反し、催告後も是正されないとき

(2) 解除後の措置

市は、運営権を取り消す。運営権者は、市に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、当該解除により市に損失が生じた場合には、当該損失を負担する。

また、この場合において、市の責に帰すべき事由により運営権者の側にも損害が生じた場合は、運営権者が負担する違約金又は当該損失額からこれを控除する。

なお、当該解除により運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

業務の引継、運営権者が所有する資産等については、第3-1-(7)-エと同様の

取り扱いとする。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 市事由解除

ア 解除事由

運営権者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合又は実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

イ 解除後の措置

市は、運営権を取り消し、運営権者に対して、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

業務の引継、運営権者が所有する資産等については、第3-1-(7)-エと同様の取り扱いとする。

(2) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

不可抗力により運営権設定対象施設の全部が滅失したときは、実施契約を当然に終了する。また、不可抗力により本運営事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、市は、実施契約を解除する。

イ 解除又は終了後の措置

(ア) 実施契約を解除した場合

運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

(イ) 実施契約が終了した場合

運営権は、当然に消滅する。

当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

業務の引継、運営権者が所有する資産等については、第3-1-(7)-エと同様の取り扱いとする。

(3) 特定法令等変更解除

ア 解除事由

本事業期間中に、公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令、通知、条例等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、運営権者が本運営事業を継続することが制度上困難となる場合は、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除後の措置

市は、運営権を取り消し、当該特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

運営権者は、残りの事業期間に係る運営権対価の分割金の支払義務を負わないものとする。

業務の引継、運営権者が所有する資産等については、第3-1-(7)-エと同様の取り扱いとする。

4 本運営事業の継続が困難となった場合の事業継続に向けた措置

2及び3により実施契約が終了し、又は実施契約を解除した場合、運営権者は、市又は市の指定する第三者が行う、施工中の配水管更新工事の継続に向けた措置を行う「初動段階」や、次の事業実施体制への移行に向けた準備等を行う「移行準備段階」において、事業継続のための引き継ぎ等について、協力しなければならない。詳細については、実施契約書（案）公表時に示す。

5 金融機関又は融資団との協議

市は、本運営事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、必要に応じて、これらの支援を運営権者が受けることができるように協力する。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。